

## 協約の解釈に対する団交 会社はあっせんを受諾せず！

新幹線地本が11月28日に東京都労働委員会に申請した「あっせん」に対し、新幹線鉄道事業本部（幹鉄事）は12月6日、「あっせん」を受諾しないことが明らかになりました。

労働協約の解釈・運用をめぐる労使双方に認識の違いがあれば、団体交渉を開催しなければなりません。労働組合が団体交渉開催を求めれば、会社はこれに応じなければなりません。明らかに不当労働行為です。

J R 東海労は、このような会社の姿勢を許すことなく、あらゆる手段を駆使して闘います。

**会社は、団交を開催せよ！**

**会社は、不当労働行為をやめろ！**